

小学館アカデミーみやまえだいら保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営事業者について

事業者の名称	株式会社小学館アカデミー
代表者氏名	代表取締役 喜田 力
法人の所在地・ 電話番号 (運営事務局)	東京都千代田区神田神保町2丁目20番 電話番号 03(3515)6886

2 園の概要

施設の種類	川崎市認可保育所
施設の名称	小学館アカデミーみやまえだいら保育園
所在地	川崎市宮前区宮前平2-1-2ベルグ宮前平1F
電話番号	044(862)8615
施設長氏名	酒井 賢治
受入年齢	1歳児～小学校就学前
利用定員	1歳児：6名 2歳児：6名 3歳児：6名 4歳児：6名 5歳児：6名 (合計：30名)
開設年月日	2023年4月1日
職員数・ 職務の内容	入園のしおり別紙【2】に別途記載。
施設の面積	園舎の構造・規模：鉄筋コンクリート造 4階建1階部分 園舎面積： 240.24㎡ 園庭面積： 27.53㎡
施設の内容	入園のしおり別紙【2】に別途記載。

3 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

但し、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は休園となります。

4 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けたお子さまの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者様の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。

(2) 保育短時間認定を受けたお子さまの場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者様の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。

※(1)、(2)共に、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び夕おやつ代が必要となります)。入園当初、一定期間、お子さまが集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし(なれ)保育」がありますので、ご協力をお願いします。

5 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記3及び4に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への給食の提供

3歳以上児に対して、別途主食代・副食代を受領し、給食の提供を行います。

(3) 楽習保育®、入学準備プログラムの実施

6 保護者様から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額(保育料)支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、延長保育、主食代・副食代・補食代、その他費用をご負担いただきます(入園のしおり別紙【4】、【13】および【別表】に別途記載)。お支払方法は、別途お知らせします。

7 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用するお子さまが小学校に就学するとき、利用するお子さまの保護者様が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、または、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

8 施設の目的及び運営の方針

小学館アカデミーみやまえだいら保育園(以下「当園」という。)は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

保育理念・ 基本方針	幼児期という、人間の一生で一番大切な時期を大切に捉え、『あったかい心をもつ子どもに育てる』を保育運営理念とし、子どもの可能性を理解して心身健やかな成長の援助をしていくと同時に、『楽習（がくしゅう）保育®』を展開していきます。 ● 『思いやり』の気持ちを大切にします ● 『生きる力』を大切にします ● 『主体性』を大切にします ● 『好奇心』が伸びる環境を大切にします ● 『経験』『体験』を大切にします ● 一人ひとりの『得意』を大切にします ● 『ことば』の美しさ、楽しさを大切にします ● 『地域とのかかわり』を大切にします
---------------	---

9 嘱託医

当園は、医療機関(内科・歯科)と嘱託医契約を締結しています。

詳細は入園のしおり別紙【5】に別途記載。

10 緊急時等における対応方法

保育中にお子さまの体調に変化があった場合は、あらかじめ保護者様が指定された緊急連絡先へ連絡し、嘱託医またはお子さまのかかりつけの医療機関へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

保護者様と連絡が取れない場合には、お子さまの体の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、予めご了承ください。

11 賠償責任保険

万一事故が起きた場合は、「日本こども育成協議会総合補償」（引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社）の適用が可能です。

賠償責任保険

身体賠償 財物賠償	1名 / 1事故 / 期間中 10億円
--------------	---------------------

傷害保険

ケガによる死亡・後遺障害補償金	200万円
ケガによる入院保険金日額	3,000円
ケガによる通院保険金日額	2,000円

12 非常災害時の対応方法

入園のしおり別紙【8】に別途記載。

13 虐待等の防止のための措置

お子さまの人権の擁護と虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行います。関係機関の連携を図りながら、職員に対し研修を実施する等の措置を講じてまいります。

14 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付窓口	苦情・要望等のご相談は、直接またはお電話にて担当者までお申し出ください。また、ご意見箱もご利用下さい。 ○園内苦情窓口 クラス担任保育士 ○園内苦情解決責任者 園長 酒井 賢治 ○小学館アカデミー苦情解決責任窓口 小学館アカデミーみやまえだいら保育園運営事務局 電話 03（3515）6886
第三者委員	委員のお名前は、園内に掲示してお知らせします。

15 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・ 制限事項	・車での送迎はご遠慮ください。 ・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投薬は行いません。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
---------------	---

年 月 日

保育園名：小学館アカデミーみやまえだいら保育園

説明者職氏名： 園長 酒井 賢治

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、あらかじめ小学館アカデミーみやまえだいら保育園の特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：

入園のしおり

[別 紙]



小学館アカデミー

みやまえだいら保育園

〈川崎市 認可保育所〉

2026 年 4 月改訂

【1】運営事業者について

事業者の名称	株式会社小学館アカデミー
代表者氏名	代表取締役 喜田 力
設立年月日	2022年4月4日
資本金	1,000万円
法人の所在地・ 電話番号 (運営事務局)	本店所在地 東京都千代田区神田神保町2丁目20番 電話番号 03(3515)6886 ホームページ https://hoiku.shopro.co.jp/index.html
定款の目的に定めた 事業	① 保育所、託児所の企画、運営及び管理 ② ベビーシッターの請負業 ③ 児童用遊戯施設の企画、運営及び管理 ④ 前各号に附帯または関連する一切の事業
事業者が運営する その他の保育施設	認可保育所 練馬区立平和台保育園 小学館アカデミー小石川保育園（東京都） 小学館アカデミー新ゆり山手保育園（神奈川県） 他 東京都認証保育所・認定こども園 小学館アカデミーおおさき駅前保育園 小学館アカデミー神保町保育園 他 病院内保育所 栗原市立栗原中央病院（宮城県） 他

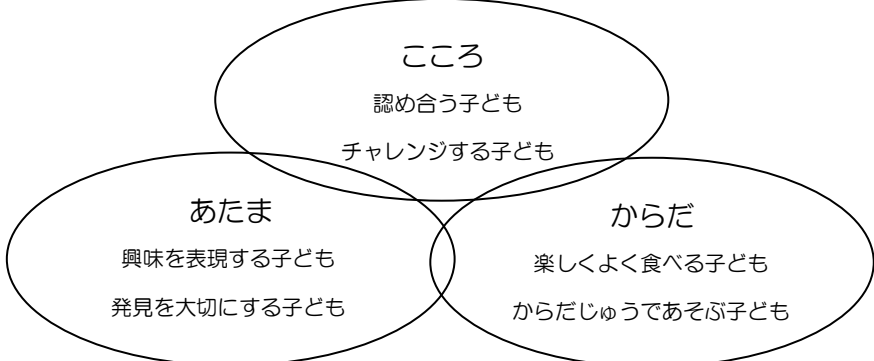
【2】園の概要

施設の名称	小学館アカデミーみやまえだいら保育園
所在地	〒216-0006 神奈川県川崎市宮前区宮前平2-1-2 ベルグ宮前平1階 最寄駅：東急田園都市線 宮前平駅 徒歩4分
電話番号・FAX番号	TEL：044-862-8615 FAX：044-862-8616
施設の種類 開設年月日	川崎市認可保育所 2023年4月1日

開園日	月曜日から土曜日
休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
開園時間	7：00～20：00
施設長氏名	酒井 賢治
保育対象	1歳児～小学校就学前
利用定員	1歳児：6名 2歳児：6名 3歳児：6名 4歳児：6名 5歳児：6名 （合計：30名）
職員数・職務の内容	施設長：1名 園務の統括 保育士：5名以上 保育業務 看護師：1名 健康管理業務、保育業務 栄養士：1名以上 栄養管理、献立作成、給食調理 事務員：1名 事務
施設の面積	園舎の構造・規模：鉄筋コンクリート造 4階建1階部分 園舎面積：240.24㎡ 園庭面積：27.53㎡
施設の内容	1歳児保育室 1室 17.40㎡ 2歳児以上保育室 1室 14.40㎡ 調理室 1室 27.30㎡ 事務室・医務室 1室 2.88㎡
提供する保育の内容	① 特定教育・保育及び時間外保育の提供 ② 3歳以上児への給食の提供 ③ 楽習保育®、入学準備プログラムの実施
利用料	① 保護者様が居住する市町村が定める利用料 ② その他保育等の提供に要する実費徴収額として、別表に掲げる費用 （行事費用が別途発生する場合は、行事が近くなりましたらお便り でご案内いたします。）
利用の開始及び終了 に関する事項	① 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けた ときに開始するものとします。 ② 利用するお子さまが小学校に就学するとき、利用するお子さまの保護 者様が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に 該当しなくなったとき、またはその他利用の継続について重大な支障 もしくは困難が生じたときに終了するものとします。

【3】園の運営方針・保育理念・保育目標

当園は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

保育理念	あったかい心をもつ子どもに育てる 保育士をはじめ、当園職員一同は、子どもたち一人ひとりの思いを大切に して関わっていきます。人格形成において重要な乳幼児期に、周りの大人 からたくさんの愛情を受け、思いを受容された子どもたちは、将来必ずそ の愛情を周囲の人・物へと注ぐようなあったかい人間へ成長することと考 えています。
基本方針	幼児期という、人間の一生で一番大切な時期を大切に捉え、『あったかい 心をもつ子どもに育てる』を保育運営理念とし、子どもの可能性を理解し て心身健やかな成長の援助をしていくと同時に、総合的な『楽習（がくし ゅう）保育®』を展開していきます。 ●『思いやり』の気持ちを大切にします ●『生きる力』を大切にします ●『主体性』を大切にします ●『好奇心』が伸びる環境を大切にします ●『経験』『体験』を大切にします ●一人ひとりの『得意』を大切にします ●『ことば』の美しさ、楽しさを大切にします ●『地域とのかかわり』を大切にします
保育目標	

【4】保育時間・延長保育について

入園当初は、お子さまが集団保育に慣れるために保育時間を短くする「ならし（なれ）保育」がありますので、ご協力をお願いいたします。

保育時間の決定は、保護者様の勤務時間や通勤時間、勤務実態、家庭状況等を考慮して保護者様と相談のうえ、園長が決定いたします。

保育の必要量によって、「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に分けられます。

「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分については、お住いの区の区役所・支所において認定を受けていただきます。

保育標準時間		
保育時間 7:00~18:00	延長保育時間 18:01~20:00	<u>月極延長保育 ※1</u> 延長保育料：月額 1,000円 / 30分 夕おやつ代：月額 1,500円（別途） <u>スポット延長保育 ※2</u> 延長保育料：1コマ 500円 / 30分 （夕おやつ代を含む）
保育短時間		
保育時間 8:30~16:30	延長保育時間 7:00~ 8:29 16:31~20:00	<u>月極延長保育 ※1</u> 延長保育料：月額 1,000円 / 30分 夕おやつ代：月額 1,500円（18時以降のみ、別途） <u>スポット延長保育 ※2</u> 延長保育料：1コマ 500円 / 30分 （夕おやつ代を含む）

延長保育料は、月極延長保育・スポット延長保育ともに、通常の保育料とは別に保育園より請求いたします。

※1… 月極延長保育

通常の保育時間内に、勤務時間や通勤時間などの事情により保護者様がお子さまを送り迎えできない場合にご利用いただく制度です。

- 月極の延長保育をご希望の場合は、園長にご相談ください。
- 利用及び解除の場合は、申請書の提出が必要となります。
- 月極の延長保育料金は、毎日のご利用実績の有無にかかわらず、月極延長保育の登録をしていることをもって、月額でお支払いいただきます。

※2… スポット延長保育

月極延長保育とは別に、通常の保育時間内に、勤務時間や通勤時間などの事情により保護者様がお子さまを送り迎えできない場合に、1日単位でご利用いただく制度です。

- 原則、事前受付のみとなります（利用1週間前～前日の平日9:00~18:00）。
- 急な事態で当日利用希望の場合は、速やかにご連絡ください。
- スポット延長保育のご利用状況により、翌月から月極延長保育に変更するかどうかを園長と相談して決定します。
- 行政からの指示により、育休中の方は、スポット延長保育とならないよう保育時間内での送迎をお願いいたします。

【注意】

原則として、20：00以降のお預かりはできません。

20：00以降は、保育時間外となりますが、安全を考慮し川崎市の規定により保育士2名で対応をいたします。つきましては、超過料金として 30分につき2,000円 を頂戴いたします。



お迎えが20：00を過ぎた場合は、どのような理由でも、
30分につき 2,000円 の超過料金を頂戴いたします。

※ 度重なる場合は、市・区役所等へ報告させていただく場合がございます。

【5】嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

小児科： 宮前つばさクリニック 幸田 恭子 医師

住 所： 川崎市宮前区犬蔵2-9-35 宮前 MK ビル4階

電話番号：044（871）5011

歯 科： 宮前平こころ歯科・矯正歯科 小平 崇史 医師

住 所： 川崎市宮前区小台2-5-1 ティモネ宮前平4階

電話番号：044（789）5267

【6】緊急時における対応方法

保育中にお子さまの体調に変化等があった場合は、あらかじめ保護者様が指定された緊急連絡先へ連絡します。また、嘱託医またはお子さまのかかりつけの医療機関へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。保護者様と連絡が取れない場合には、お子さまの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、予めご了承ください。

病院を受診した際には園で支払いを立て替え、その後保護者様に保険証、医療証を病院へご持参のうえ、精算していただきます。園で保険証等を預かることはできかねますのでご了承ください。

【7】賠償責任保険

万一事故が起きた場合は、「日本こども育成協議会総合補償」（引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社）の適用が可能です。

賠償責任保険

身体賠償・財物賠償	1名 / 1事故 / 期間中 10億円
-----------	---------------------

傷害保険

ケガによる死亡・後遺障害補償金	200万円
ケガによる入院保険金日額	3,000円
ケガによる通院保険金日額	2,000円

【8】非常災害時の対応方法

非常災害時・ 緊急時の対策	● 防火管理者を設置し、消防署等から指導を受けます。 ● 避難訓練及び消火訓練を毎月1回実施します。自衛消防組織をつくり、緊急時対応の体制を整えています。 ● 緊急連絡ができるよう、保護者様の緊急連絡先について情報提供いただき、「児童緊急時連絡名簿」を作成しています。
非常災害について	災害発生時、または災害発生が予想される際には、川崎市からの指示に従い、開所等についての対応を決めさせていただきます。
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯、消火器設置
備蓄用品	・避難用リュック ・ミネラルウォーター ・非常用電源 ・備蓄食糧 ・懐中電灯 ・毛布 - など
緊急時の伝言方法	① 安心伝言板、コードモン ② 緊急時災害用伝言ダイヤル ③ ブログ等
避難場所	宮前平中学校（一時避難場所）

【9】虐待等の防止のための措置

お子さまの人権の擁護と虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行います。関係機関との連携を図りながら、職員に対し研修を実施する等の措置を講じてまいります。

【10】保育園、保育内容についての苦情・相談

苦情受付窓口	① 園内苦情窓口： クラス担任保育士 ② 園内苦情解決責任者： 園長 酒井 賢治 ③ 株式会社小学館アカデミー苦情解決窓口： 小学館アカデミーみやまえだいら保育園運営事務局 電話番号：03-3515-6886
受付方法	① 苦情受付担当者への直接のお申出 ② 投書箱（園内設置、匿名可） ③ 専用Eメール（shogakukanacademy@hoiku.shopro.co.jp） ④ 運営事務局への直接のお申出（お電話・お手紙等）
第三者委員	委員のお名前は、園内に掲示してお知らせします。

その他の窓口	上記以外にもお申し出いただくことができます。 名称：地域みまもり支援センター 宮前区児童家庭課 (※就労要件・入所に関することに限定) 住所：川崎市宮前区2-20-5 電話番号：044-856-3258
--------	---

【11】職員研修等

職員研修の実施状況	保育に関する研修：育成研修、OJT研修、楽習保育®研修、保育関連 団体主催研修 その他： 救急救命講習、危機管理研修 等
-----------	--

【12】第三者評価について

当保育園が提供する保育サービスの内容を改めて見直し、保育サービスの質の維持・向上を図るために第三者評価制度を受審します。

第三者評価の概要	神奈川県が認証した評価機関による事業評価を定期的に受け、その結果を情報公開していきます。
----------	--

【13】給食の提供

給食

- 完全給食を実施します。
- 3歳児以上のお子さまには、主食代 2,200円(月額)、副食代 4,900円(月額)を請求させていただきます。
- 主食代、副食代の日割り料金の設定はございません。

補食(軽食)

- 19:00以降の延長保育をご利用の際に、補食をご希望される方には補食の提供が可能です。
- 1回につき 210円(別途費用)をいただきます。
- 事前の申し込みが必要です、当日朝9:00までにお申し出下さい。

【14】健康管理

発熱がある場合

- 当日朝の体温が 37.5℃以上ある場合は、登園を控えてください。

37.5℃に満たない場合でも、お子さまが「元気がない」「だるそう」など発熱以外にも普段と違う様子がある場合や、クラスの他のお子さまと一緒に活動ができない状態等、特別な保育を必要とする場合は登園を控えてください。

健康診断 ※検診や計測の結果は速やかにお知らせいたします

- 健康診断

1 歳児 … 原則 2 ヶ月に 1 回実施（1 回目は水あそび前に実施）

2 歳児以上 … 原則 6 ヶ月に 1 回実施（1 回目は水あそび前に実施）

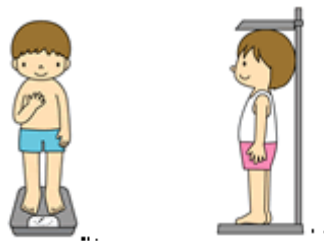
※嘱託医によるお子さまの健康相談にも応じています。

- 身体計測

身長・体重 … 月 1 回実施（全園児）

頭囲・胸囲 … 年 2 回実施（1 歳児）

- 歯科検診 … 年 1 回実施



投薬について

- 川崎市健康管理委員会の承認があるものに限り、投薬を実施いたします。

【お願い】 予防接種を受けた場合や病院を受診した際は、受入時に職員へお知らせください。

【15】園生活に必要な持ち物

※以下の持ち物には、全てお子さまのお名前をご記入ください。

	品名	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	備考
園で ご用意する もの	園帽子	貸出	○	○	○	○	● 貸出以外は、費用（実費）を別途徴収させていただきます。 ● 価格については、別表をご参照ください。
	出席カード （シール帳）			○	○	○	
	シール			○	○	○	
	文具セット			貸出	貸出	貸出	
各家庭で ご用意いた だくもの	衣類（着替え）	○	○	○	○	○	上着、ズボン、下着、靴下 （各3枚くらい）
	バスタオル （午睡用）	○	○	○	○	○	掛け用・敷き用（各1枚） ● 毎週末に持ち帰り、洗濯 をしてください。
	汚れ物袋 （ビニール袋など）	○	○	○	○	○	着替えやエプロン、タオル などの汚れ物用
	口拭きタオル	○	○				食事用（1日3枚）
	エプロン	○	○				食事用（1日3枚）
	紙おむつ （パンツタイプ）	○	○				10枚くらい （個人差による） ● おむつの前側に名前を ご記入ください。
	おしり拭き	○	○	○			1パック（個人差による）
	避難靴	○	○				
	リュックサック			○	○	○	
	水筒			○	○	○	プラスチック製で、直接 飲むことができるもの
	手拭きタオル （ひも付き）			○	○	○	30cm×30cmくらい
	コップ・ コップ用袋			○	○	○	● コップ用袋は、毎日交換 してください。
	上履き （白の無地）			○	○	○	● 中敷きに名前をご記入 ください。
	自由画帳			○	○	○	B4 サイズ

川崎市医師会として下記の通り統一しております。

登園許可証明書



小学館アカデミー

みやまえだいら保育園 園長 殿

入園児童氏名

病名 「 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医 師 名

印またはサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

○医師が記入した登園許可証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日、咳、発疹が軽快していること
インフルエンザ ※23年5月～当面の間 証明書の提出を求めない	症状が有る期間(発症前 24 時間から発症後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること(乳幼児にあっては、3 日経過していること)
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう) 帯状疱疹	発しん出現 1～2 日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	(喀痰の塗抹検査が陽性の間)	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎 (はやり目)	充血、目やに等の症状が出現した数日間 (感染期間:発症後 2 週間)	結膜炎の症状(充血・目やに、異物感)が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること 5 日間服用後は医師の指示に従う
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	(便中に菌が排泄されている間)	医師により感染の恐れがないとみとめられていること。 無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である
急性出血性結膜炎	(ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数か月排出される)	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること ただし治療の継続は必要

登 園 届 （保護者記入）



小学館アカデミー

みやまえだいら保育園 園長 殿

入園児童氏名 _____

病名 「 _____ 」と診断され

_____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名「 _____ 」において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名 _____

登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

下記感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。

なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してからの登園するよう、ご配慮ください。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発しん	—	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと
新型コロナウイルス感染症		発症後5日を経過し、かつ症状が軽快したあと1日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日が経過していること ※発熱日・解熱日は0日と数える

【別表】

2026 年度

品 名	単価（税込）
園帽子	1, 2 0 0 円
出席カード（シール帳）	4 4 0 円
シール	3 2 0 円
送迎カード再発行料	5 0 円

※行事費用が別途発生する場合は、行事が近くなりましたら
 お便りでご案内いたします。